

総行安第33号
平成31年4月24日

各都道府県人事委員会事務局長
各指定都市人事委員会事務局長 } 殿

総務省自治行政局公務員部
安全厚生推進室長
(公印省略)

地方公共団体における安全衛生管理体制の整備及び心理的な
負担の程度を把握するための検査実施の状況等について

総務省では、平成31年3月26日「平成29年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」において「安全衛生管理体制の整備状況」及び「心理的な負担の程度を把握するための検査の実施状況」の結果を公表したところです。

地方公共団体における安全衛生管理体制等については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）により産業医をはじめとした各種管理者等及び衛生委員会などの調査審議機関の選任・設置について罰則も定め義務づけられているところです。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）により、長時間労働をはじめとした職場の課題に対する改善に当たって産業医や衛生委員会等の役割は益々重要なものとなっているところです。

人事委員会又はその委任を受けた人事委員会の委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条第5項の規定により、労働基準法別表第1第11号（通信業）、第12号（教育等）及び別表第1の各号に該当しない事業場（本庁、支所、出張所等）に対して労働安全衛生法等に係る労働基準監督機関の職権を行うこととされていることから、各種管理者等が選任されていない事業場を有する地方公共団体（教育委員会を含む。）に対する指導はもとより、選任等されている事業場に対してもその活用に向けて助言を行うなど、適切に対応が行われるよう監督指導をしていただくようお願いします。

なお、本通知は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第59条（技術的助言）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

担 当：安全厚生推進室安全厚生係 森谷係長、渡邊
T E L：03-5253-5560（直通）
F A X：03-5253-5561